

概要編

本報告書の構成

第1章 本調査研究事業の目的と概要

本調査研究事業の趣旨をはじめ、調査内容、検討手法、検討の課題と視点、調査実施体制について記載した。

《文献調査・ヒアリング調査・アンケート調査》

第2章 事例調査

災害時における高齢者への効果的な支援方策という観点から事例を選定し、課題を整理した。

対象事例は、「阪神・淡路大震災」と「新潟県中越大地震」から選定した。

第3章 ヒアリング調査

事例調査から得られた知見の確認及び支援方策に関する当事者の意見を聞いた。

【対象】

- ・被災自治体
- ・被災地の事業者
- ・支援実績のある事業者団体

第4章 シンポジウムアンケート調査

災害時の個人情報の取り扱いや被災地外の民間介護保険事業者等による救援活動の意義などについて、シンポジウム参加者への意識調査を実施した。

第5章 課題の整理

第2章から第4章の文献調査・ヒアリング調査等の課題から、被災時に求められる体制を、応援側と被災側の区分にもとづき、災害復旧の各フェーズ（発災期、応急住宅対策期、仮設住宅生活期、恒久住宅対策期、その他）ごとに整理した。

第6章 効果的な支援方策の提案

被災時に求められる体制をふまえ、応援側・被災側等の各主体ごとに効果的な支援方策の提案を行った。

効果的な支援方策の提案の概要

1. 被災地外の団体・事業者が被災地の救援活動を応援する意義

被災地外の団体・事業者が被災地の要援護高齢者等に対する救援活動を応援する意義は2つある。第1の意義は救援の可能性を高められること、第2の意義は救援活動の不足を補えることである。

【第1の意義】

情報・指揮系統の混乱下における要援護
高齢者等の的確な救援

【第2の意義】

要援護高齢者等のサービス需要増に
対するサービス供給支援

2. 支援方策の4つの柱

被災地外の団体・事業者が被災地の救援活動に参加することによる実効力を高めるためには、被災地外から人材・救援物資等・サービスを送り込む応援側、これらを受け入れる被災側の双方で、平常時よりしかるべき体制をつくっておく必要がある。本調査研究事業では4つの柱を立て、各柱にしたがって体制づくりの提案を行う。

3. 支援方策の体系（平常時の体制）

平常時の体制づくりを被災側、応援側、地方自治体の各主体について提案する。

【被災側】 被災地外の団体・事業者からの応援活動も活用しながら、介護保険事業者等が迅速・的確に救援活動を実行する方策が中心となる。

【応援側】 被災地外の団体・事業者が被災地の介護保険事業者等と連携を図りながら、被災地における救援活動に参加する方策が中心となる。

【自治体】 被災側・応援側の迅速・的確・円滑な救援活動の基盤をつくるのが、地方自治体の役割である。

4. 具体的な支援方策の内容

支援方策の具体化策を、当面の取り組み、長期的な取り組みの2つの段階に分けて提案する。

救援機関の組織化等は、介護保険事業者も含む民間保健福祉事業者等による幅広い連携・協力関係を想定する。

一方、救援活動の基盤を整備する主体としては、地方自治体のほか、国の役割も提案する。

5. 発災期以降の主要支援方策の展開

被災時の支援活動は、平常時の支援体制を展開していくことになる。

2. 支援方策の4つの柱		3. 支援方策の体系 (平常時の体制)			4. 具体的な支援 方策の内容	
4つの柱	具体的な支援方策	介護保険事業者 (被災側)	NPO団体 (応援側)	事業者団体・ 地方自治体	当面の 取り組み	長期的 取り組み
(1) 自動化・標準化された支援の仕組みの構築	救援機関の組織化		●		◎	
	人材・物資等・サービス・情報の標準化	●				◎
	救援活動資金の共同負担の仕組みづくり		●			◎
(2) 応援(供給)側と被災(需要)側が救援活動を需給調整する仕組みの構築	支援本部の制度化		●		◎	
	応援活動をふまえた被災時の行動計画の策定	●			◎	
	復興段階に応じた継続的な救援活動	●			◎	
(3) 被災状況下で救援活動を自律的・主体的に実行できる人材の育成	マネジメント力のある専門職の育成・認証化		●		◎	
(4) 被災地外からの応援活動を円滑に受け入れるための基盤の整備	情報基盤の整備			●	◎	
	避難・受け入れ体制の整備			●	◎	
	相互支援・見守り支援体制の整備			●	◎	
	救援機関との協定の締結			●	◎	

5. 発災期以降の主要支援方策の展開

	介護保険事業者 (被災側)	事業者団体・NPO団体 (応援側)	地方自治体
発災期	○行動計画の実行 ○救援活動要請	○支援本部の設置	○災害対策本部の設置 ○サービス供給体制の整備 ○被災地外の救援機関に関わる手続き等
応急住宅 対策期	○避難所・福祉避難所機能等へのサービス支援	○救援活動要請に対する需給調整	○避難所・福祉避難所機能の開設
仮設住宅 生活期	○仮設住宅等へのサービス支援	○専門職等(保健福祉・心理相談・生活再建相談等)の派遣。	○仮設住宅の開設
恒久住宅 対策期以降	○仮設住宅等へのサービス支援	○専門職(建築士・弁護士・司法書士・税理士等)との連携・派遣。	○見守り支援策の実施 ○住宅再建築・生活再建築の実施